

平成 26 年 5 月 23 日
金融庁

「事前相談（予防的なガイド）」の開設について

金融サービス利用者相談室においては、従来、「金融機関との間の個別トラブルに関する相談等や金融行政に関する意見・要望等」への対応を主として行ってきましたが、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、「事前相談（予防的なガイド）」を下記のとおり、開設することとしました。

記

1. 名 称 : 「事前相談（予防的なガイド）」
 2. 開設日 : 平成 26 年 5 月 23 日（金）
 3. 受付時間 : 平日 10 時 00 分～17 時 00 分（電話での受付）
※ファックス、ウェブサイトは 24 時間受付。
 4. 電話での受付 : 0570-016812
※IP 電話からは 03-5251-6812 におかけください。
 5. ファックスでの受付 : 03-3506-6699
 6. ウェブサイトでの受付 : [こちらをクリックして下さい。](#)
 7. 文書での受付 : 〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1
中央合同庁舎第 7 号館
金融庁 金融サービス利用者相談室
- （注）ファックス、ウェブサイト、文書で受け付けさせて頂いた場合には、相談室より、原則平日 10 時 00 分～17 時 00 分の間に、お電話をお返し致します。

【受付内容】

事前相談においては、電話等による問合せに対し、一般的な

- （1）金融商品の契約にあたっての留意点、
- （2）金融機関破綻時の金融商品の保護、
- （3）金融商品の特徴及び留意点等

について、金融庁ウェブサイトの掲載情報を中心に、以下の情報に基づきガイド（説明）します。

- ・「知るぽると」掲載情報
- ・業界団体等（全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、生命保険協会、日本損害保険協会及び日本FP協会）のウェブサイト掲載情報

【ご留意事項】

- ・「金融機関との間の個別トラブルに関する相談等や金融行政に関する意見・要望等」については、０５７０－０１６８１１（ＩＰ電話からは、０３－５２５１－６８１１）におかけください。
- ・「事前相談（予防的なガイド）」については、主な金融商品の特徴や留意点などに関する一般的な内容をガイドするものです。個別の金融商品のご購入・ご利用にあたっては、必ず各金融機関に問合せ、内容を十分にご確認のうえ、ご自身の判断に基づきご対応下さい。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局政策課金融サービス利用者相談室
(内線 9541)
